

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康保険部 保健所 衛生課
委託業務名	大津市食品衛生推進員による自主衛生管理推進業務
委託業務場所	大津市内一円（大津市内における飲食店営業等施設）
概要	国が定める食品衛生月間をはじめ、飲食に起因する事故や食中毒が多発する時期を中心に、市内で許可を有する食品等事業者のうち1,200件の施設を対象に巡回を行い、飲食に起因する事故や食中毒を予防するための啓発等を行う。
契約期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	金 660,000 円
契約の相手方	[所在地] 大津市におの浜三丁目3-3 ヨシノビル3-A [名称] 一般社団法人滋賀県食品衛生協会
契約相手方の選定理由	当該業務は市内の食品等事業者に対し、食品の安全性を確保する自主衛生管理を推進させるものである。 一般社団法人滋賀県食品衛生協会は、市が委嘱している大津市食品衛生推進員が所属し、食品業界の自主衛生管理の推進に積極的に取り組んでいる市内唯一の団体であり、各々の食品衛生推進員が地域の状況を把握し、実情に応じた食品衛生の啓発を行う必要がある当該業務は、本協会しか行うことができないため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。